

要 望 書

警察庁長官 片桐 裕 殿

平成 24 年 4 月 16 日

犯罪被害者家族の会ポエナ 会長

池袋駅立教大生殺人事件

被害者の父 小林 邦三郎

—— 捜査打ち切りに関する件 ——

JR 池袋駅での暴行により息子を失ってから、本日で丸 16 年を迎えることになりました。今日まで私は、多くの方の支援を頂きながら、犯罪防止を主眼に心の闘いをしてまいりました。犯人未逮捕のまま命日を迎えることは、悔しくて心が晴れることがありません。しかしながら、犯人を捕らえることができない現状を把握し、改正・改善に努めることが供養で道理と考えております。

法は、厳格に制定されることが大切であり、厳正に施行されることが必要です。法とは、守ろうとする意識が最も大切なことで、守られるから価値が生じることになり、そのためにも守らせる管理が必要と存じています。犯罪被害者の遺族等が、亡くなった者に命の権利が存在することを知らずに、理不尽な要求をすることの心情は察しますが、法を立案し司る人達などが安易に全てを認めることは、国のために決して良い結果にならないことと存じます。

家族の死を無にしない為には、残された家族が強く生きることです。子を失った親が心の病から立ち直れなくなったり、夫婦が別居したり離婚したりすることを聞きますが、これらは、そうした行為が亡くなった命の重みを無にすることを理解できないからです。人は死を受け入れることで悲しみから離れることができ、その上で恨みを捨てる必要があります。

私は、残存する時効に関しては、その撤廃を当初から認めておらず、遺族等に説得できる人もいないまま法制定が行われたことを心から遺憾に思っています。敢えて国のためになることを信じて、捜査打ち切りの要望をする決意を致しました。今後の法改正に活かされた法になることを願うことが目的です。親としての苦渋の選択の行為を理解して頂き、格別なる御配慮賜りますよう心からお願い申し上げます。

○時効の経緯

- (1) 平成 14 年 4 月から 3 ヶ月間に至り、4 項目の嘆願書の署名活動を、JR 各駅を中心に実施しました。犯罪被害者遺族としての初めての行為であり、述べ 13 万余人の署名を頂き、夢中で頑張った当時を思い出します。

- (2) 同年 7 月、嘆願書を法務省に提出。その主旨の説明に対し、全てに同意できる回答を得ました。後日、大田茂検事様から文書での回答を頂き、息子へ報告ができたことを感謝しております。大田様の勇気ある英断と誠意に心から感動し、一生涯の出会いを忘れることができません。
- (3) さらに同年 12 月、春日部高一年生暴行死事件に関して、署名アンケート 1,025 通で殺意の目的を分析した結果とともに法務省に提出し意見を述べさせて頂きました。高等検察庁の検事 2 名とも論議し、殺意の目的についてご理解を頂きました。
- (4) 平成 15 年 2 月 1 日に警視庁より報告があり、傷害致死罪から殺人罪の適用をすることが決定されました。殺意の目的が「引き倒し」に変更され、遡及に触れないよう配慮がなされました。
- (5) 平成 16 年に初めて時効が改正され、私の主張が認められ殺人・強盗とともに傷害致死も 25 年に改正され、死の平等が未逮捕である限り同一と判断されました。これまで 100 年近く改正されていないため、併合罪の 30 年が最長となる考慮もされました。
- (6) 平成 22 年、殺人罪のみ時効の撤廃をする法改正と、他の時効延長の法改正が行われました。同時に、

時効が残存する事件についても、時効の撤廃が認められました。
- (7) 「罪の内容は将来も変わることがない」の考えから、遡及に触れることがないと判断され、残存する時効の撤廃がされた経緯がありますが、罪が変わらないことはもとより当然であり、遡及についての論点の対象とはならないことです。

記

<要望の主旨>

- (1) 時効は遡及の原点であり、残存する事件に適用することは決して許されない。
- (2) 法は制定され施行後に効力を得ることが原則である。時効撤廃の遡及適用は、重要事件であれば発生後に都合により法改正が可能であるという悪しき前例を作ることになる。
- (3) 遺族が法の道理を犯すことに、法を守ろうとする意識が薄らぎ、法の存在意義を脅かすことになる。それは、死の意味を無にするものである。
- (4) 事前に時効を迎えた遺族がいることを考えずに、法の平等の観点から息子の事件は、時効の撤廃を受けるべきではないと判断している。
- (5) 未逮捕である限り死は同一であるべきで、深く死の平等について論議されていないのが現状である。殺人罪にだけ時効の撤廃を認め、法を限定することは、殺意の目的の判断をする時期と誰が行うべきか、法において明記する必要がある。
- (6) 個人個人が己の考えを示し、核心に触れた論議がされてこそ真意が見えてくるもの

である。残念ながら現在の日本ではそういった論議が進まない一因に報道の姿勢があるのではないか。報道の使命と責任はさらに重く、今後はよりプロセスを大切に
した「考える報道」を強く望み、その問題提起としたい。

- (7) 息子の事件に関して、これ以上関係者等に負担を掛けたくない
- (8) 国として「捜査の打切」の有無にかかわらず、証拠品となっている遺留品を再検討された上で、可能な限り返却賜りたい。

私は、この要望が国家のために必要であると信じており、今後の法制定に役立つものと存じます。敢えて息子の魂を犠牲にするかもしれませんが、現状の法改正に異を唱えるために、捜査打切の要望を決意致しました。犯罪被害者遺族としてこの要望をすることは、人の道理とは存じませんが、法に携わる人達が真摯に受け止め、真に実のある法改正に活かされますよう心から切望申し上げます。

以上